

滋賀県安全安心な観光バスツアー助成金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の流行による自粛要請等の影響で観光客が激減しており、滋賀県内の観光関連産業の存続が危機的な状況にある。この状況を打開するには、県内の観光需要を早期に回復させ、新型コロナウイルス感染症とつきあいながらの観光周遊を促進する必要がある。感染拡大防止対策等を徹底した県内の観光バスを活用し、観光遊覧船等の観光周遊素材を組み込んだ観光バスツアープランを造成する旅行業者を助成することにより、県内観光需要の早期回復を図るとともに、県内の安全安心な観光周遊を推進する。

(助成対象者)

第2条 滋賀県安全安心な観光バスツアー助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者は、滋賀県内に事業所等を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者（以下「旅行業者」という。）とする。

(参画要件)

第3条 旅行業者が本事業に参画するには、以下の要件に適合できることを本事業の申請時と同時に宣誓し、参画事業者として指定されることが必要となる。

【感染拡大防止に関すること】

- (1) バス乗車時等に際して、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施することができる。
- (2) 旅行者に検温等の体温チェックを実施、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、滋賀県帰国者・接触者相談センター等へ相談し、適切な対応をとることができる。
- (3) 各施設等の共有施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底することができる。
- (4) 食事の提供において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共有を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、3密対策を徹底すること。
- (5) 各施設の共有スペース等の消毒・換気を徹底すること。
- (6) 旅行業者においてツアー全般において感染防止対策を徹底する調整を行っていることを対外的に公表するため、「感染予防対策実施宣言書」を掲示することに努め、ツアーにおいて利用する宿泊施設や観光施設等においても同宣言書を掲示してもらえようように努めること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の活用にも努めること。

(7) 旅行商品の予約、購入時等に旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は、一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられていることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。

※上記の条件は国の「GO TO トラベル事業」の取扱要領に準じているため、今後、国の状況や県内の感染状況等により変更になる可能性がある。

(8) 貸切バス旅行連絡会が策定した「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等、旅程において各業界のガイドラインを遵守すること。

(9) 旅行業者が申請したツアーにおいて上記(1)～(8)の条件を満たしていないことが発覚した場合、申請を取り消す場合がある。

【その他】

(1) 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項に該当する者(暴力団等)は申請できない。

(助成対象事業)

第4条 以下の要件を満たす「受注型企画旅行」(旅行者の希望する日程、内容、旅行料金にもとづき、旅行業者が行程を提案する旅行をいう。)および「募集型企画旅行」(旅行会社が、目的地、日程、交通手段、宿泊先などをあらかじめ設定し、広告等によって不特定多数の参加を募集して実施する旅行をいう。)を助成対象とする。

(1) 滋賀県内に事業所を有するバス事業者が保有する貸切バス(一般貸切旅客自動車運送事業において許可を受けた「大型車」、「中型車」、「小型車」に限る。)を利用すること。

(2) 貸切バスについて、業界ガイドライン等にしがって「3密」を避ける対策等により感染予防対策を徹底していること。

(3) (2)に加えてツアー全般を通じて感染拡大防止対策を講じるように企画し、その内容をツアー募集時や案内等に明記し周知すること。

(4) 貸切バス1台あたり原則8名以上の参加者があること。

(5) 滋賀県内における観光遊覧船等、ロープウェイ、ケーブルカー、リフト等、その他有料観光施設の観光周遊素材をいずれか1か所以上ツアーに組み入れること。

(6) 宿泊旅行の場合においては、滋賀県内のホテル、旅館等の宿泊施設(旅館業法に規定する旅館業を営む施設に限る。)に宿泊すること。

(7) 次に掲げる旅行は対象外とする。

- ①国、地方自治体が実施する視察、会議、研修旅行等（教育旅行等は除く。）
- ②滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者（暴力団等）が発注する旅行等

(助成金額)

第5条 助成金額は、予算の範囲内において定め、下表の区分に応じた額とする。

| 項目 | 宿泊旅行 | 日帰り旅行 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 1. バス1台あたりの助成上限 ※1 | 上限 200,000円/台 | 上限 100,000円/台 |
| 2. ツアー参加者1人あたりの助成 ※2 | 上限 5,000円/人 | 上限 2,000円/人 |

※1 バス1台あたりの助成金額は、バス代金の支払額を上限として千円単位で助成する。

※2 ツアー参加者1人あたりの助成は、千円単位で助成する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする旅行業者は、交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適切と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

(助成事業の変更（中止）)

第8条 助成金交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容を変更しようとするとき、もしくは助成事業を中止しようとするときは、助成金変更（中止）承認申請書（様式第2号）をあらかじめ会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の実績報告および交付請求)

第9条 助成事業者は、事業が完了したときは、実績報告書兼交付請求書（様式第3号）に同様式で定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

※交付決定額を超えた助成金の交付請求は不可とする。

(助成金の確定および交付)

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書兼交付請求書を受理した場合は、その内容を審査し適切と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。なお、助成金を交付することをもって額の確定とすることができる。

(交付決定の取り消し等)

第11条 会長は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた助成事業者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が交付されていたときは、その返還を求めることができる。

(事業の終了)

第12条 助成金の交付決定額が当該年度予算額に達した時は、その時点で事業を終了する場合がある。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

附則（令和2年10月23日変更）

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。